政令第二百三十五号

株式会社企業再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百三十九　株式会社企業再生支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十一　株式会社企業再生支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百十　株式会社企業再生支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」の下に「、株式会社企業再生支援機構」を加える。

（法人税法施行令の一部改正）

第五条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項第一号及び第五号中「政府関係金融機関」の下に「、株式会社企業再生支援機構」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第六条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六十二　株式会社企業再生支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

七　株式会社企業再生支援機構

附則第七条に次の一号を加える。

二十六　株式会社企業再生支援機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第七条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

七　株式会社企業再生支援機構

附　則

この政令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
防衛大臣　浜田　靖一

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百三十六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行期日は、平成二十一年十月一日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎
財務大臣　与謝野　馨
国土交通大臣　金子　一義

府　令

○内閣府令第四十四号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（内閣府所管旅費取扱規則の一部改正）

第一条　内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表三特定指定職在職者の欄中「金融庁長官」を「金融庁長官　消費者庁長官」に改める。

（内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部改正）

第二条　内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二号に次のように加える。

6　消費者庁の所掌に属する補助金等の事務　消費者庁長官

（内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部改正）

第三条　内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和三十六年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「

金融庁長官	金融庁

」を「

金融庁長官	金融庁
消費者庁長官	消費者庁

」に改める。